

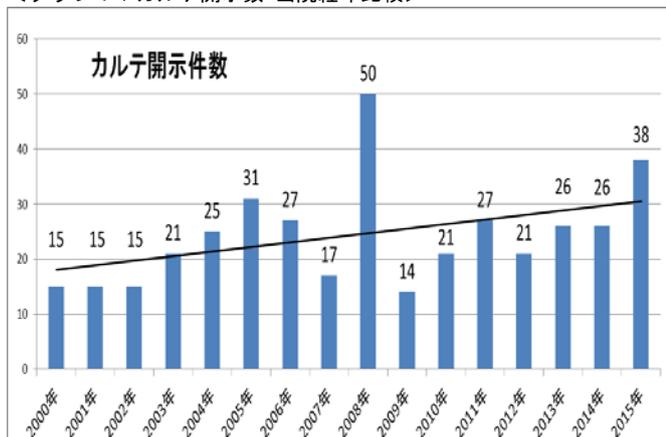
診療情報管理委員会ニュース

(2011年～2015年間：全日本民連 QI 推進事業：指標報告)

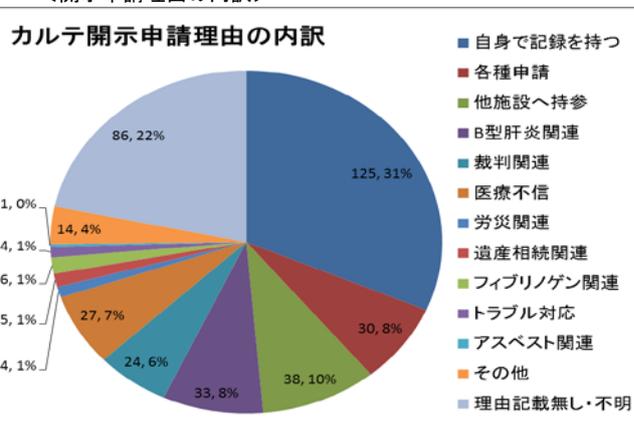
VOL. 31 2016年10月 診療情報管理委員会

【カルテ開示数】

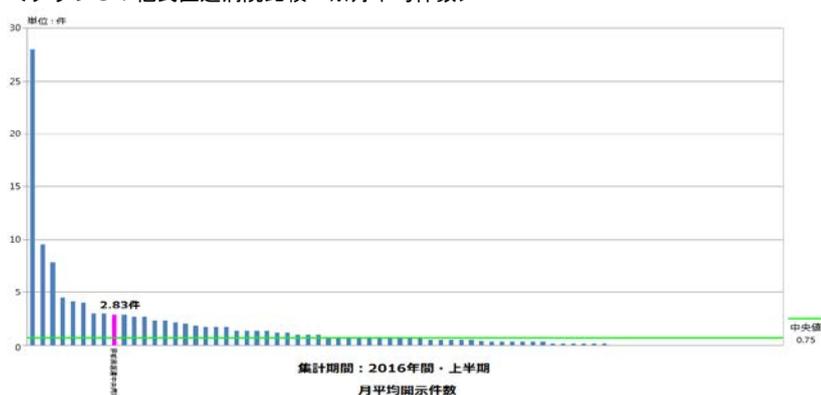
<グラフ1：カルテ開示数 当院経年比較>



<開示申請理由の内訳>



<グラフ3：他民医連病院比較 ※月平均件数>



▼カウント対象

- ・患者・家族から申請があって、閲覧・複写など対応したもの
- ※全日本民医連QI推進事業より(年間)

※注釈※

- ・警察、裁判所、弁護士会からの依頼を除く
- ・件数に関して修正版を載せていますので統計・全日本民医連への提出数と異なる年があります。

【意義】

●カルテ開示の基本的な意義は知る権利の保障です(自己決定または「情報と決断の共有」の前提となるもの)。しかし、個人情報保護の観点からは、手続きが厳格になり、また電子化によってかえって患者からはアクセスしにくい環境にあります。余程のことでないと「開示」を請求するという行為には繋がらない結果を生み出しています。診療情報を共有し、円滑なコミュニケーション促進することで、適切なパートナーシップにもとづく良質な医療を提供する、その手段としてのカルテ開示をいかにし易くするか、という取り組みと実践を評価する指標です。

【結果・考察】

- カルテ開示開始当初より、増減の幅はありますが開示件数が増加傾向となっており、2016年上半期の民医連施設の中でも比較的件数の多いところに位置しています。また、小児科に限り配布型としてカルテのコピーをお渡ししています。
- 開示理由として「自身で記録を持つため」「医療保険等の各種申請のため」「他医療機関へ自身で持って行くため」が多く、この3つの理由で開示全体の約半数を占める結果となりました。他には、「B型肝炎訴訟のため」「裁判・労災関連のため」「医療不信のため」という理由もありました。
- カルテ開示の案内文書を、院内掲示板・ホームページ等に掲載しており、今後も患者さん・ご家族とのよりよい関係づくりの一助として、カルテ開示を進めていきたいと思っております。